**申請・届出の手引き**

**（体制等届出）**

**地域密着型通所介護編**

****

**令和４年８月版**

**浅口市　健康福祉部　高齢者支援課**

**体制等届出（地域密着型通所介護）について**

**※新規指定申請の場合は、指定申請書と体制等届出書を同時に提出してください。**

現に「体制等届出」で届け出ている加算や割引の体制を変更する場合は、算定を開始する予定月の前月１５日までに、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び添付書類を１部提出する必要があります。（当月１５日までに届出した場合は翌月１日から、１６日以降に届出した場合は翌々月１日から算定）

また、事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなることが明らかになった）ときには、その旨を速やかに申請する必要があります。

| 提出書類・内容 | | 書類提出前の自主確認事項・添付書類 |
| --- | --- | --- |
| 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  （別紙３－２） | | □新規指定の場合、「介護保険事業所番号」は記載しないこと。  □「届出者」の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の職・氏名」、「代表者の住所」、「主たる事業所の所在地」、「管理者の氏名」及び「管理者の住所」欄を取り違えず、記載すること。（「届出者」とは、事業所の設置者・事業者である「法人」であり、事業所ではないので留意すること）  □同一所在地において実施している事業等について、「実施事業」欄に○を付すこと。  □「指定年月日」欄は、「実施事業」欄に○を付した事業等の直近の指定又は更新に係る年月日を記載すること。  □「異動等の区分」欄は、該当する区分に「■」を付すこと。  □「異動（予定）年月日」欄は、加算等の開始等の場合は翌月初日、加算等の終了等の場合は終了日を記載すること。  □変更の場合、「異動項目」及び「特記事項」欄に変更内容を具体的に記載すること。（「○○○体制の追加」等。）  □その他注意事項は届出書下部の備考を参照すること。 |
| 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  （別紙１－３－２） | | □新規指定の場合、「事業所番号」欄は記載しないこと。  □市における要件審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので、注意すること。（加算を取り止める場合等を除き、翌月に再度変更届出を行うまで修正不可能） |
|  | 職員の欠員による減算の状況 | ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、利用定員の見直し又は事業の休止（廃止）の措置を講ずること。 |
|  | 高齢者虐待防止措置  実施の有無 | 〇添付書類なし |
| 業務継続計画策定の  有無 | 〇添付書類なし |
| 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 | 〇感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式  〇利用延人員数計算シート（通所介護等）  ※「利用延人員数計算シート」は「感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式」内のものを使用すること。 |
|  | 時間延長サービス  体制 | ○運営規程（延長サービスを行う時間を明記） |
|  | 生活相談員配置等加算 | 〇生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙２１）  ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ○生活相談員の資格を有する者の資格証の写し |
|  | 入浴介助加算 | ○入浴施設の「平面図」及び「写真」（写真は少なくとも２方向から）  〇研修を実施または、実施することが分かる資料等 |
|  | 中重度者ケア体制加算 | 〇中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙２２）  ○利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙２２－２）  　・前年度（又は算定日が属する月の前３月間）の利用者の総数のうち、要介護３以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。  ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・暦月ごとに、人員基準上満たすべき看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していること。  ○資格証の写し（看護職員）  ・指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を１以上確保していること。 |
|  | 生活機能向上連携加算 | ○契約書等（協定を含む）の写し  　・訪問リハビリステーション、通所リハビリステーション、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かるものであること。 |
|  | 個別機能訓練加算  （加算Ⅰイ・加算Ⅰロ） | 【共通】  ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ○資格証の写し  「加算Ⅰイ」の場合  ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していること。  ・運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすことができるが、理学療法士等が直接訓練の提供を行わなければならず、直接訓練の提供を受けた利用者のみが加算の算定対象となる。  「加算Ⅰロ」の場合  　・「加算Ⅰイ」に加えて、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していること。  ・常勤要件はないが、理学療法士等から直接訓練の提供を行わなければならず、直接訓練の提供を受けた利用者のみが加算の算定対象となる。  ※当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する時間は、地域密着型通所介護における看護職員としての人員基準の算定に含めない。  ※加算Ⅰイ又は加算Ⅰロの算定に加え、ＬＩＦＥへの登録が「あり」の場合は、加算Ⅱを算定可能。  ※加算Ⅰイ及び加算Ⅰロのどちらも算定する場合は、加算Ⅰロにチェックをする。 |
|  | ＡＤＬ維持等加算[申出]の有無 | ○添付書類なし |
|  |
|  | 認知症加算 | ○認知症加算に係る届出書（別紙２３）  ○利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙２３－２）  ・前年度（又は算定日が属する月の前３月間）の利用者の総数  のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の15以上であること。  ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・暦月ごとに、人員基準上満たすべき看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していること。  ○所定の研修（※）を修了したことが確認できる書類の写し  　・指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる研修修了者を１以上確保していること。  ※認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適切な研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修 |
|  | 若年性認知症利用者受入加算 | ○添付書類なし |
|  | 栄養アセスメント・栄養改善体制 | ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ○資格証の写し  ○委託契約書（外部の管理栄養士が実施する場合）  　※管理栄養士を１名以上配置し、運営規程にも記入すること。 |
|  | 科学的介護推進体制加算 | 〇添付書類なし |
|  | 口腔機能向上加算 | ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ○資格証の写し  　※言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師を１名以上配置し、運営規程にも記入すること。 |
|  | サービス提供体制強化加算 | 【共通】  　・新規指定事業所については、４月目以降届出が可能となる。  ○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－３）  ○介護福祉士の資格証の写し  ○サービス提供体制強化加算に係る確認表（別紙１２－３付表）  ※「加算Ⅰ」の場合、介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が７０％以上であること、又は、介護職員の総数のうち勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が２５％以上であること。  ※「加算Ⅱ」の場合、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が５０％以上であること。  ※「加算Ⅲ」の場合、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が４０％以上であること、又は、利用者に直接サービス提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が３０％以上であること。 |
|  | 介護職員等処遇改善加算 | ・新たに加算を算定する場合は、算定月の前々月末までに介護職員処遇改善加算の届出等を提出すること。 |
|  | ＬＩＦＥへの登録 | ・「なし」「あり」のいずれかに「■」を付すこと。 |
|  | 割引 | ○「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５－２）  ・割引について、運営規程に具体的に記入すること。 |

【注】複数の単位がある場合は、単位ごとに「体制等状況一覧表」を作成のうえ、欄外にわかりやすく「１単位目」「２単位目」と記入して、全ての単位分を提出してください。